

東京電力福島原子力発電所における事故に

関連する告訴・告発事件の処理について

東京地検は、平成25年9月9日、標記事件につき、不起訴処分とした。

告訴・告発事件及び処分の概要は、別紙記載のとおりである。

別 紙

* 事実により、告訴及び告発がなされているもの、告発のみがなされているものがあるが、便宜上、いずれも「告発」されたものとして表記。また、告発事実は多岐にわたるが、被告発人の立場、過失の内容等に応じ、以下のように分類した。

1 事故前の過失を問うもの

(1) 東京電力及び東京電力関係者に対する業務上過失致死傷、業務上過失激発物破裂、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律（公害犯罪処罰法）違反事件

ア 告発事実の概要

被告発人らは、被告発人東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）の関係者であるが、東京電力の業務に関し、福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）の運転停止又は設備改善等による安全対策を講じて、大規模地震に起因する巨大津波によって福島第一原発において炉心損傷等の重大事故が発生するのを未然に防止すべき業務上の注意義務があるのにこれを怠り、必要な安全対策を講じないまま漫然と福島第一原発の運転を継続した過失により、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により、福島第一原発において炉心損傷等の重大事故を発生させ、水素ガス爆発により一部の原子炉建屋を損壊させ、福島第一原発から大量の放射性物質を排出させて、多数の住民を被ばくさせるとともに、現場作業員らに傷害を負わせ、さらに、周辺病院から避難した入院患者らを死亡させた。

イ 処分結果

(ア) 業務上過失致死傷、業務上過失激発物破裂につき

① 東京電力関係者：不起訴処分（嫌疑不十分）

被告発人勝俣恒久、清水正孝、武藤栄、大出厚、小森明生、武黒一郎、服部拓也、南直哉、荒木浩、榎本聰明

② 東京電力関係者：不起訴処分（嫌疑なし）

被告発人6名

③ 東京電力関係者：不起訴処分（被疑者死亡）

被告発人1名

(イ) 公害犯罪処罰法につき

東京電力及び東京電力関係者：不起訴処分（罪とならず）

ただし、被告発人1名につき、不起訴処分（被疑者死亡）

ウ 処分理由の骨子

(ア) 事故の経過及び原因

東北地方太平洋沖地震が発生した直後、運転中であった福島第一原発1号機から3号機は緊急停止し、地震により外部電源を喪失したものの、非常用ディーゼル発電機が起動して冷却注水設備が運転を開始した。

その後、東北地方太平洋沖地震に伴う津波が福島第一原発に到達し、その高さが原子炉建屋、タービン建屋等があるO.P.（小名浜港工事基準面）+10mの敷地（以下「10m盤」という。）を大きく超えるO.P.+約11.5mから約15.5mに及んだ結果、タービン建屋等の開口部等から大量の海水が浸入して非常用ディーゼル発電機、電源盤、蓄電池等（以下「非常用電源設備等」という。）が被水し、機能を喪失したことにより、1号機から3号機では全ての交流電源を、1号機及び2号機では直流電源をも喪失した。

交流電源や直流電源を喪失したことにより、冷却注水設備が機能を喪失した結果、1号機から3号機は炉心損傷に至り、原子炉内から漏えいした放射性物質が大気中に放出されるとともに、1号機、3号機及び4号機（3号機からの水素ガスの流入によるもの）では、原子炉建屋において水素ガス爆発が発生した。

今回の事故原因は、東北地方太平洋沖地震に伴う津波が、10m盤を大きく超えて建屋内に浸入し、非常用電源設備等が被水して機能を喪失した結果、交流電源や直流電源を喪失するなどしたことがある。

(イ) 刑法上の過失における予見可能性の契機となり得る事情

過失犯が成立するためには、刑法上の過失、すなわち、行為者に当該行為時点において、結果の発生に対する予見可能性・予見義務違反及び結果回避可能性・結果回避義務違反があつたことが必要である。

これらのうち、予見可能性については、漠然とした危惧感や不安感では足りず、刑法上の責任を負うべき結果の発生に対する具体的な予見可能性が必要であり、判例によれば、予見可能性の有無や程度は、行為當時、行為者と同じ立場に置かれた一般通常人の能力を基準として判断するものと解されている。

今回の事故では、福島第一原発において、10m盤を大きく超えて建屋内が浸水し、非常用電源設備等が被水して機能を喪失するに至る程度の津波（以下、「10m盤を大きく超える津波」という。）が襲来することについての具体的な予見可能性が認められれば、原子炉冷却機能喪失による炉心損傷等に起因する結果の発生に対する具体的な予見可能性があつたと認められるものと考えられる。

予見可能性の契機となり得る事情として、以下のものがあることから、これらの事情を踏まえて検討する。

① 推本の長期評価

地震調査研究推進本部（以下「推本」という。）は、平成14年7月、「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」（以下「長期評価」という。）を公表し、三陸沖から房総沖にかけての海溝寄りのどこでも、明治三陸地震の規模の津波地震（地震動に比べて異常に大きな津波を生じさせる地震）が発生する可能性があるとした（それまで津波地震の発生が確認されていなかった福島県沖海溝沿いを含む。）。

② O.P.+15.7mの試算結果

東京電力では、推本の長期評価を踏まえ、明治三陸地震の波源モデルを福島県沖海溝沿いに設定するなどして津波水位を試算したところ、平成20年3月、福島第一原発の敷地南側（4号機建屋の南側）において10m盤を上回るO.P.+15.7mとの結果が得られ、同年6月には、この試算結果が東京電力幹部らに報告された。

(ウ) 推本の長期評価が公表された平成14年7月以降の注意義務違反の存否

① 予見可能性及び予見義務違反の存否

i 今回の地震及び津波と推本の長期評価の関係

今回の地震のマグニチュードは、9.0であり、その震源域は、三陸沖から茨城県沖までの長さ400km以上、幅約200kmに及ぶ領域であったと推定されており、推本の長期評価が想定した明治三陸地震（マグニチュード8.3）と比較して、地震のエネルギーにおいて約11倍、震源域の大きさも数倍以上であったと考えられる。

今回の地震及びこれに伴う津波は、極めて広範囲の領域で連動して地震が発生した点のみならず、地震及び津波の規模が巨大であったという点において、推本、中央防災会議といった政府機関、地震及び津波の専門家等がいずれも従前の想定を大きく超えるものと評価しており、推本の長期評価を含め、今回の規模の地震及び津波は全く想定されていなかった。

ii 推本の長期評価の策定に関与した専門家等の認識

前記のとおり、極めて広範囲の領域で連動して、マグニチュード9.0という巨大な地震が発生することが全く想定されていなかったことに加え、推本の長期評価の公表前後を通じて、推本の長期評価のほかには、福島県沖海溝沿いにおける津波地震の発生を予測した専門的知見は見当たらない一方で、過去に津波地震の発生が確認されていない福島県沖海溝沿いにおいては今後も津波地震が発生しないと考えることに整合する専門的知見も複数公表されていた。

推本の長期評価が、福島県沖海溝沿いを含め、三陸沖から房総沖にかけての海溝寄りのどこでも津波地震が発生する可能性があるとしたことについて、その策定に関与した専門家等には、予測を裏付けるデータや知見に乏しいと考える者もあり、評価の精度が高いものと認識されていたとは認め難い上、推本の長期評価自体にも、予測を裏付けるデータが十分にないこと等に留意する必要がある旨付記されていた。

iii 津波評価技術に基づく安全対策等

東京電力を含む電力事業者による研究委託に基づき、平成14年2月、土木学会の津波評価部会により、原子力発電所における設計上の想定津波水位の設定方法等を定めた「原子力発電所の津波評価技術」（以下「津波評価技術」という。）が公表された。

津波評価技術の策定に当たっては、前記のような福島県沖海溝沿いにおける津波地震に関する専門的知見を踏まえた議論が行われた結果、福島県沖海溝沿いにおける津波地震の発生を想定しないこととされた。

福島第一原発では、津波評価技術に基づき、設計上の想定津波水位につき、既往最大の津波高さである従来のO.P.+3.1mから、その2倍近くとなる最大O.P.+5.7mに引き上げ（その後、最大O.P.+6.1mに引上げ），当該水位に対する津波対策を講じた。

津波評価技術は、原子力安全・保安院（以下「保安院」という。）等の規制当局や他の電力事業者においても、原子力発電所における津波評価に関する事実上の基準として用いられ、以後、原子力発電所の津波に対する安全性は、津波評価技術に基づく想定津波水位に対する津波対策を講じることにより確保されているものと考えられていた上、推本の長期評価の公表後も、土木学会の津波評価部会の委員等から、これを踏まえて津波評価技術を改訂すべきとの意見はなく、実際にこれが改訂されることとなかった。

iv 小括

福島県沖海溝沿いにおいて、推本の長期評価が想定する津波地震及びこれに伴う津波が発生することを具体的に予見することが可能であったと認めるのは困難であり、したがって、推本の長期評価でも想定

されていなかった今回の規模の地震及び津波が発生することを具体的に予見することが可能であったと認めるのはなおさら困難であるから、10m盤を大きく超える津波の発生を具体的に予見することが可能であったと認めるのは困難である。

よって、刑法上の予見可能性及び予見義務違反の存在を認めるのは困難である。

② 結果回避義務違反の存否

結果の発生に対する予見可能性が認められなければ、結果回避義務も認められないとするのが判例実務上の一般的な考え方であるが、予見可能性の程度が低いことを前提としつつ、結果回避義務違反の存否を検討した裁判例等もあることから、本件において、当時の行為者の立場に置かれた一般通常人において遵守することが要求される社会的行動準則・行動基準からの逸脱が認められるか否かという観点からも検討する。

i 規制当局の対応

推本の長期評価の公表を受けて、保安院等の規制当局から、推本の長期評価を踏まえた津波対策を講じるべきとの指摘等がなされたことはなかった。

ii 他の電力事業者の対応

他の電力事業者においても、推本の長期評価の公表を踏まえた津波対策を講じたことはなかった。

iii 専門家等の対応等

推本の長期評価の公表後、専門家等から、推本の長期評価を踏まえた津波対策を講じるべきであるとの意見や、津波評価技術を改訂すべきであるとの意見が示されたことはなかった。

iv 小括

当時、推本の長期評価を踏まえた津波対策を講じなかつたことが、行為者の立場に置かれた一般通常人において遵守することが要求される社会的行動準則・行動基準から逸脱していたと認めるのは困難であり、また、運転を停止すべき場合が限定的に規定されていた当時の安全規制の枠組みにおいて、福島第一原発の運転を停止しなかつたことが、社会的行動準則・行動基準から逸脱していたと認めるのも困難である。

(エ) O.P.+15.7mの試算結果が東京電力幹部らに報告された平成20年6月以降の注意義務違反の存否

① 予見可能性及び予見義務違反の存否

i 福島県沖海溝沿いにおける津波地震に対する専門家等の認識

推本の長期評価の公表後も、前記のような福島県沖海溝沿いにおける津波地震に関する専門的知見に特段の変化は認められなかつた上、平成18年1月に公表された中央防災会議の専門調査会報告においても、福島県沖海溝沿いの津波地震は、防災対策の対象から除かれるなどしており、専門家の間で、福島県沖海溝沿いにおける津波地震の発生が一般的に予測されていたとは認め難い。

ii 規制当局や他の電力事業者の対応等

今回の事故発生時に至るまで、保安院等の規制当局から、推本の長期評価を踏まえた津波対策を講じるべきとの指摘等がなされたことはなく、また、他の電力事業者においても、推本の長期評価を全面的に

取り入れた津波対策を実施していたわけではなかった。

iii . O.P.+15. 7mの試算結果の意義

O.P.+15. 7mの試算結果は、福島第一原発に最も過酷な条件設定とするため、実際には三陸沖海溝沿いで発生した明治三陸地震の波源モデルを福島県沖海溝沿いに設定した上で、波源モデルの構成要素を様々に変動させるなどして得られた各津波水位の中の最大値（敷地南側）であった上、最も過酷な条件でない場合の試算過程で得られた津波水位には10m盤を下回るものもあり、このような試算上の条件設定や計算方法の特性等からすると、前記試算結果の数値どおりの津波の襲来を具体的に予見することが可能であったと認めるのは困難である。

なお、前記試算結果による津波は、1～4号機の敷地東側にあるO.P.+4mの敷地（以下「4m盤」という。）からは10m盤に遡上せず、敷地南側からのみ10m盤に遡上するとされていたのに対し、今回の津波は、敷地東側の4m盤から全面的に10m盤に遡上し、タービン建屋等の東側開口部等から大量の海水が浸入したものと考えられ、津波が4m盤から10m盤に遡上する地点等が異なっているから、前記試算結果どおりの津波が実際に襲来したとした場合でも、非常用電源設備等が機能を喪失しない可能性を否定できない。

iv 小括

O.P.+15. 7mの試算結果が報告された平成20年6月以降においても、10m盤を大きく超える津波の発生を具体的に予見することが可能であったと認めるのは困難であるから、刑法上の予見可能性及び予見義務違反の存在を認めるのは困難である。

② 結果回避可能性及び結果回避義務違反の存否

前同様、本件において、当時の行為者の立場に置かれた一般通常人において遵守することが要求される社会的行動準則・行動基準からの逸脱が認められるか否かという観点からも検討する。

東京電力では、平成20年6月、津波水位の前記試算結果が同社幹部に報告され、同年7月、推本の長期評価が示した津波地震の予測につき、土木学会に対して研究委託を行い、3年程度の審議を経た上で、必要な対策を講じる旨の方針が決定され、その後、他の電力事業者との調整等を経て、平成21年10月に土木学会に対する研究委託が行われた。

i 結果回避可能性

前記試算結果による津波が襲来することを前提とした場合、津波の10m盤への遡上を防ぐための措置としては、前記試算結果による津波の遡上地点とされた敷地南側の10m盤に防潮堤を設置することが考えられるところ、今回の津波は、敷地東側の4m盤から全面的に10m盤に遡上したと考えられるため、敷地南側に設置した防潮堤によっては、津波の10m盤への遡上を防ぐことができず、したがって、建屋内に設置された非常用電源設備等の機能喪失を防ぐことができたと認めるのは困難である。

また、前記試算結果による津波が襲来することを前提とした場合に必要と考えられる対策工事の内容や期間等を考慮すると、仮に東京電力幹部らが報告を受けた平成20年6月の時点で直ちに対策工事の実施を決定していたとしても、今回の地震及び津波の発生までに対策工

事を完了し、今回の事故を回避することが可能であったと認めるには疑義が残る。

ii 津波の発生確率等

推本の長期評価による津波地震の発生確率は、その信頼度が高いものではないとされていた上、東京電力では、O.P.+10mを上回る津波が襲来する確率は1万年から10万年に1回程度と試算されていたことなどに鑑みれば、直ちに対策工事を実施しなかったことが、当時の行為者の立場に置かれた一般通常人において遵守することが要求される社会的行動準則・行動基準から逸脱していたとまでは認め難い。

iii 専門家、規制当局、他の電力事業者の対応等

地震及び津波の専門家、規制当局等において、福島県沖海溝沿いにおける津波地震の発生が予測されるとして直ちに対策工事を実施すべきであるとする指摘等はなかった。

また、他の電力事業者においても、福島県沖海溝沿いにおける津波地震の発生が予測されるとして直ちに対策工事を実施したわけではなかった。

iv 小括

直ちに津波対策工事を実施せず、土木学会等の専門機関における審議に委ねたことが、当時の行為者の立場に置かれた一般通常人において遵守することが要求される社会的行動準則・行動基準から逸脱していたと認めるのは困難である。

v 運転停止

平成20年6月に対策工事の実施を決定したとしても、今回の事故を回避することが可能であったと認めることには疑義が残ることから、福島第一原発の運転を停止すべきであったのではないかが問題となるが、運転を停止すべき場合が限定的に規定されていた当時の安全規制の枠組みにおいて、福島第一原発の運転を停止しなかったことが、行為者の立場に置かれた一般通常人において遵守することが要求される社会的行動準則・行動基準から逸脱していたと認めるのは困難である。

(オ) 結論

業務上過失致死傷及び業務上過失激発物破裂のいずれについても、福島第一原発の津波対策を講じる権限を有する立場にあった被告発人10名については、嫌疑が十分でなく、そうした立場になかった6名については、嫌疑が存在しない（被告発人1名は死亡）。

なお、公害犯罪処罰法違反については、今回の事故による放射性物質の放出は、津波に起因して交流電源等が失われたことにより、冷却注水設備の機能を喪失したことに基づくものであり、そのような事態は事業活動の前提として予定されていないことから、「事業活動に伴って」放射性物質を排出したとは認められず、罪とならない。

(2) 政府関係者に対する業務上過失致死傷事件

ア 告発事実の概要

被告発人らは、原子力安全委員会（以下「安全委員会」という。）、保安院、原子力委員会及び経済産業省資源エネルギー調査会原子力安全・保安部

会耐震・構造設計小委員会地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）の関係者であるが、最新の地震学に基づいて全国の原子力発電所の安全対策を確立し、大規模地震に起因する巨大津波によって福島第一原発において炉心損傷等の重大事故が発生するのを未然に防止すべき業務上の注意義務があるのにこれを怠った過失により、福島第一原発において炉心損傷等の重大事故を発生させ、一部の原子炉建屋において、水素ガス爆発を生じさせた上、福島第一原発から大量の放射性物質を排出させて、多数の住民を被ばくさせるとともに、現場作業員らに傷害を負わせ、さらに、周辺病院から避難した入院患者らを死亡させた。

イ 処分結果

(ア) 安全委員会関係者：不起訴処分（嫌疑不十分）

被告発人班目春樹、久木田豊、久住静代、小山田修、代谷誠治、鈴木篤之

(イ) 保安院関係者：不起訴処分（嫌疑不十分）

被告発人寺坂信昭、広瀬研吉、薦田康之、松永和夫

(ウ) 原子力委員会関係者：不起訴処分（嫌疑なし）

被告発人 2名

(エ) ワーキンググループ関係者：不起訴処分（嫌疑なし）

被告発人 3名

ウ 処分理由の骨子

(ア) 被告発人らの権限等

原子力発電所の安全確保義務は、第一義的には電力事業者が負い、行政機関は、電力事業者の義務の履行を監視する責務を負うものとされていた。

安全委員会は、原子力発電所の設置等の審査を行う際の基準となる指針類を制定し、安全審査を行うこととされており、保安院は、安全委員会が定めた指針類等に基づき安全審査を行い、原子力発電所に対する定期検査等を行うこととされていた。

保安院は、安全委員会からの指示を受け、平成18年9月、耐震設計審査指針の改訂に伴う、いわゆる耐震バックチェックを指示済みであり、電力事業者から提出される報告書を保安院及び安全委員会において審査することとしていたが、今回の事故当時、福島第一原発の津波に対する安全性に関する報告書の提出は未了であった。

原子力委員会は、原子力の利用に関する政策、原子炉に関する規制のうち、安全委員会の所掌を除くものを所掌することとされており、原子力発電所の安全確保のための規制等は所掌外であった。

ワーキンググループは、保安院が行う耐震バックチェックの安全性評価に先立ち、専門家としての意見を述べることとされていた。

(イ) 予見可能性及び予見義務違反の存否

前記のとおり、福島県沖海溝沿いにおいて、推本の長期評価が想定する津波地震及びこれに伴う津波が発生することを具体的に予見することが可能であったと認めるのは困難であり、したがって、推本の長期評価でも想定されていなかつた今回の規模の地震及び津波が発生することを具体的に予見することが可能であったと認めるのはなおさら困難であるから、10m盤を大きく超える津波の発生を具体的に予見することが可能であったと認めるのは困難である。

よって、刑法上の予見可能性及び予見義務違反の存在を認めるのは困難である。

なお、被告発人らは、東京電力による津波水位の前記試算結果を把握していなかったところ、推本の長期評価が想定する津波地震及びこれに伴う津波の発生に対する予見可能性が認められない以上、これを把握すべき義務があったと認めるのも困難であり、また、仮に前記試算結果を把握していたとしても、10m盤を大きく超える津波の発生を具体的に予見することが可能であったと認めるのは困難である（なお、保安院の一部職員が試算結果の報告を受けたのは、今回の地震発生の4日前であった。）。

(ウ) 結果回避義務違反の存否

前同様、結果の発生に対する予見可能性が認められない以上、結果回避義務は認められないと考えられるが、本件において、当時の行為者の立場に置かれた一般通常人において遵守することが要求される社会的行動準則・行動基準からの逸脱が認められるか否かという観点からも検討する。

① 安全委員会は、耐震設計審査指針の改訂を踏まえ、保安院に対し、耐震バックチェックを行うよう要求し、また、平成22年6月以降、設計を超える事象に対するシビアアクシデント対策の高度化について検討を進めるなどしていたのであって、事業者による安全確保義務の履行を監視する責務を怠るなど、社会的行動準則・行動基準からの逸脱があったと認めるのは困難である。

② 保安院は、既に前記耐震バックチェックを指示済みであり、福島第一原発の津波に対する安全性評価に関する東京電力からの報告書の提出未了の段階にあったにすぎない。

また、平成21年4月以降、シビアアクシデント対策に関する検討を進めるなどしていたのであって、事業者による安全確保義務の履行を監視する責務を怠るなど、社会的行動準則・行動基準からの逸脱があったと認めるのは困難である。

さらに、前記のような当時の安全規制の枠組みにおいて、福島第一原発の運転停止を命じなかつたことが、社会的行動準則・行動基準から逸脱していたと認めるのも困難である。

③ 原子力委員会は、原子力発電所の安全確保のための規制を所掌しておらず、そもそも原子力発電所の安全を確保するための措置を講じる権限を有しないことから、結果回避義務違反の存在は認められない。

④ ワーキンググループは、保安院が行う耐震バックチェックの安全性評価に先立ち、専門家として意見を述べる立場にすぎず、そもそも原子力発電所の安全を確保するための措置を講じる権限を有しないことから、結果回避義務違反の存在は認められない。

(エ) 結論

事業者による安全確保義務の履行を監視する権限を有する立場にあつた安全委員会及び保安院関係者については、嫌疑が十分でなく、そうした立場になかつた原子力委員会及びワーキンググループ関係者については、嫌疑が存在しない。

2 津波到達後の福島第一原発での対応等に関する過失を問うもの

- (1) 東京電力及び東京電力関係者に対する業務上過失致死傷、業務上過失激発物破裂、公害犯罪処罰法違反事件（福島第一原発での対応全般に関するもの）

ア 告発事実の概要

被告発人らは、東京電力の関係者であるが、東京電力の業務に関し、福島第一原発において重大事故が生じ得る事態となつたのであるから、被害の拡大を最小限にとどめるために適切な対策を講じる業務上の注意義務があるのにこれを怠った過失により、福島第一原発において炉心損傷等の重大事故を発生させ、水素ガス爆発により一部の原子炉建屋を損壊させ、福島第一原発から大量の放射性物質を排出させて、多数の住民を被ばくさせるとともに、現場作業員らに傷害を負わせ、さらに、周辺病院から避難した入院患者らを死亡させた。

イ 処分結果

(ア) 業務上過失致死傷、業務上過失激発物破裂につき

- ① 東京電力関係者：不起訴処分（嫌疑不十分）

被告発人勝俣、清水、武藤、小森、武黒

- ② 東京電力関係者：不起訴処分（嫌疑なし）

被告発人10名

- ③ 東京電力関係者：不起訴処分（被疑者死亡）

被告発人1名

(イ) 公害犯罪処罰法につき

東京電力及び東京電力関係者：不起訴処分（罪とならず）

ただし、被告発人1名につき、不起訴処分（被疑者死亡）

ウ 処分理由の骨子

今回の事故原因は、津波が10m盤を大きく超えて建屋内に浸入し、非常用電源設備等が被水して機能を喪失した結果、交流電源や直流電源を喪失するなどしたことである。

今回の事故対応においては、あらかじめこのような事態が想定されていなかつたため、このような事態に対処するための手順が確立されておらず、訓練等も行われていない中、必要な資機材が十分に確保されず、余震が続発するとともに建屋内等で放射線量が上昇するなどの過酷な環境の下で、事故の進展を回避すべく困難な作業を余儀なくされたものである。

その過程において、他の対応策を講じれば、炉心損傷等の事故を確実に回避することが可能であったと認めるのは困難であり、また、行為者の立場に置かれた一般通常人において遵守することが要求される社会的行動準則・行動基準を逸脱する対応があったとまで認めることも困難であるから、刑法上の結果回避可能性及び結果回避義務違反の存在を認めるのは困難である。

したがって、業務上過失致死傷及び業務上過失激発物破裂については、事故の対応策を講じる権限を有する立場にあった被告発人5名については、嫌疑が十分でなく、そうした立場になかった10名については、嫌疑が存在しない（被告発人1名は死亡）。

公害犯罪処罰法については、前同様、罪とならない。

- (2) 政府関係者及び東京電力関係者に対する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉等規制法）違反、業務上過失傷害事件（1号機のベントに関するもの）

ア 告発事実の概要

- (ア) 被告発人6名は、政府関係者及び東京電力関係者であるが、福島第一原発1号機において直ちに応急の措置としてベント作業を実施すべきであったのに、これを実施しなかった（原子炉等規制法違反）。
- (イ) 被告発人3名は、政府関係者であるが、直ちにベント作業を行わせるべき業務上の注意義務があるのに、内閣総理大臣が福島第一原発に視察に赴くなどしてベント作業を遅らせたなどの過失により、福島第一原発1号機原子炉建屋において水素ガス爆発を発生させ、福島第一原発1号機から大量の放射性物質を排出させて、現場作業員らに傷害を負わせるとともに、多数の住民を被ばくさせた（業務上過失傷害）。

イ 処分結果

- (ア) 原子炉等規制法違反について
- ① 政府関係者：不起訴処分（嫌疑なし）
被告発人5名
- ② 東京電力関係者：不起訴処分（嫌疑なし）
被告発人1名
- (イ) 業務上過失傷害について
政府関係者：不起訴処分（嫌疑なし）
被告発人3名

ウ 処分理由の骨子

- (ア) 原子炉等規制法違反について
- 原子炉等規制法第64条第1項が規定する応急の措置の実施義務は、原子炉設置者が負うこととされていた。
- 福島第一原発1号機では、格納容器の破損を防ぐため、平成23年3月12日未明からベントの実施に向けた準備を進めていたものの、作業員の被ばくを避けるための手順の確認や装備の準備等に時間を要したこと、資機材の調達や配管の接続作業等に時間を要したこと等の事情から、同日午後2時30分頃に至って初めてベントの実施に至った。
- したがって、原子炉設置者である東京電力において、格納容器の破損を防ぐため、ベントの早期実施に向けた応急の措置を講じていたものと認められるから、いずれの被告発人らについても、嫌疑が存在しない。

(イ) 業務上過失傷害について

ベントの早期実施に向けた応急の措置が講じられていたのであるから、経済産業大臣によるベントの実施命令が遅れたとは認められず、また、仮に、より早期にベントの実施を命令していたとしても、作業準備等に時間を要し、今回の事故を回避し得る時期にベントを実施することが可能であったとは認められない。

また、内閣総理大臣による福島第一原発の視察前からベント実施に向けた作業が行われていたが、前記のとおり、視察への対応とは関連しない作業準備等に時間を要したため、今回の事故を回避し得る時期にベントを実施することができなかつたものであり、この視察は、1号機におけるベントの実施に何ら影響を与えたなかったものと認められる。

したがって、いずれの被告発人らについても、嫌疑が存在しない。

- (3) 東京電力関係者に対する業務上過失傷害事件（2号機のベントに関するもの）

ア 告発事実の概要

被告発人らは、東京電力関係者であるが、平成23年3月14日頃、福島第一原発2号機の原子炉の圧力が上昇したのであるから、非常用冷却設備を使用するなどして原子炉の減圧及び冷却を適切に行い、放射性物質を放出させないように努める業務上の注意義務があるのにこれを怠り、同冷却設備を起動させず、ベントを実施したなどの過失により、同2号機から大量の放射性物質を放出させ、福島県民を被ばくさせた。

イ 処分結果

- (ア) 東京電力関係者：不起訴処分（嫌疑なし）
被告発人2名
- (イ) 東京電力関係者：不起訴処分（被疑者死亡）
被告発人1名

ウ 処分理由の骨子

福島第一原発2号機では、当初、直流電源を喪失したため、非常用冷却設備であるRCIC（原子炉隔離時冷却系）が制御できない状態で作動を続けていたが、その後、RCICが機能を喪失し、その復旧が期待できない状態に至ったことが認められ、非常用冷却設備を使用することは不可能であった。

また、格納容器の圧力上昇を受け、その破損を防ぐため、ベントを実施すべく作業を行ったものの、結果的に格納容器圧力は低下しておらず、ベントが実施されなかったと認められる。

したがって、被告発人らについては、嫌疑が存在しない（被告発人1名は死亡）。

3 事故後の避難措置等に関する過失を問うもの

政府関係者及び放射線専門家に対する業務上過失傷害事件

(1) 告発事実の概要

被告発人らは、安全委員会、保安院長及び文部科学省の関係者並びに福島県放射線健康リスク管理アドバイザーであるが、福島第一原発で炉心損傷等の重大事故が発生したのであるから、迅速に避難指示、放射線防護対策等を行うべき業務上の注意義務があるのにこれを怠った過失により、多数の住民を被ばくさせた。

(2) 処分結果

- ア 安全委員会関係者：不起訴処分（嫌疑不十分）
被告発人班目、久木田、久住、小山田、代谷
- イ 保安院関係者：不起訴処分（嫌疑不十分）
被告発人寺坂
- ウ 文部科学省関係者：不起訴処分（嫌疑不十分）
被告発人板東久美子、山中伸一、合田隆史、布村幸彦
- エ 福島県放射線健康リスク管理アドバイザー：不起訴処分（嫌疑不十分）
被告発人山下俊一、神谷研二、高村昇

(3) 処分理由の骨子

- ア 避難指示、計画的避難区域の設定、安定ヨウ素剤の服用等について（安全委員会、保安院関係者）
(ア) 避難指示等

避難区域は、福島第一原発の原子炉の状況に応じて同心円状に拡大して設定されたものであり、避難指示が遅延したものとは認め難い。

なお、避難指示等の決定に当たり、いわゆるSPEEDIの単位量放出による影響予測（毎時ちょうどに1ベクレルの放射性物質が放出されたと仮定した予測）が活用されなかつたが、予測の前提となる放出源情報が得られなかつた上、当時、原子炉の状況が判然とせず、放出規模が単位量よりも極めて大きく、避難指示等の境界となるような低線量地域の範囲が全く異なるなど、単位量放出による影響予測が想定する事態と現実の放射性物質の拡散状況とが大きく異なる可能性があつたこと等を踏まえると、単位量放出による影響予測を活用しなかつたことが不適切であったと認めるのは困難である。

(イ) 計画的避難区域等の設定

計画的避難区域等は、長期間継続して居住する場合の放射線防護を考慮して設定されたものであり、その判断が遅延したとは認め難い。

なお、計画的避難区域等の設定に当たっては、年間20ミリシーベルトが基準とされたが、国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告等を踏まえたものであり、不合理であったと認めるのは困難である。

(ウ) 安定ヨウ素剤の服用指示

安全委員会による避難者等の安定ヨウ素剤の服用に関する助言が不適切であったと認めるのは困難である。

イ 学校の校庭等の利用判断の考え方の策定について（文部科学省、安全委員会関係者）

文部科学省は、安全委員会の意見を踏まえ、平成23年4月20日、校舎等の利用の暫定的な目安を年間1ミリシーベルトから20ミリシーベルトとする校舎等の利用判断における暫定的な考え方（以下「暫定的考え方」という。）を発出した。

暫定的考え方は、ICRPの勧告等を踏まえたものであった上、年間20ミリシーベルトを出発点としつつ、放射線量を減らす方向性が打ち出されていたこと等からすると、暫定的考え方の内容が不適切であったとは認め難い。

ウ 福島県放射線健康リスク管理アドバイザーについて

被告発人らは、被ばく医療の専門家であり、福島県の委嘱を受け、福島県民に対し、放射線の健康への影響に関する講演を行つたが、講演内容が虚偽であったとは認め難い。

エ 結論

いずれの被告発人らについても、嫌疑が十分でない。

4 福島第一原発1号機における警報記録保存義務違反を問うもの

東京電力に対する原子炉等規制法違反事件

(1) 告発事実の概要

東京電力の従業者において、東京電力の業務に関し、福島第一原発1号機の警報装置から発せられた警報の内容を記録せず、その記録を事業所に備え置かなかつた。

(2) 処分結果

被告発人東京電力：不起訴処分（嫌疑なし）

(3) 処分理由の骨子

福島第一原発1号機において警報装置から発せられた警報の内容が記録されなかったのは、地震の揺れにより、データを印字するためのアラームタイプの紙送り部分から記録用紙が外れて紙送り不能となり、記録用紙への印字が不能となったためであり、故意を欠くことが明らかであるから、嫌疑は存在しない。